

○海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書に関する技術上の基準等に関する省令第三十一条の有害液体物質を定める告示（平成六年運輸省告示第二百二十三号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等に関する技術上の基準等に関する省令第三十一条の告示で定める有害液体物質は、船舶による危険物の運送基準等を定める告示（昭和五十四年運輸省告示第五百四十九号）別表第八の三の船型の欄が、「1」、「2」又は「2k」となる物質とする。</p>	<p>海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書に関する技術上の基準等に関する省令第三十一条の告示で定める有害液体物質は、船舶による危険物の運送基準等を定める告示（昭和五十四年運輸省告示第五百四十九号）別表第八の三の船型の欄が、「1」、「2」又は「2k」となる物質とする。</p>